

全日本空輸株式会社所属  
ボーイング式727-200型JA 8340  
に関する航空事故報告書

昭和51年4月13日  
航空事故調査委員会議決（空委調第18号）

委 員	長	岡 田	實
委 員	員	口 真	弘
委 員	員	山 訪	義
委 員	員	誠 上	勝
委 員	員	八 山	忠
			夫
			桂
			三

## 1 航 空 事 故 調 査 の 経 過

### 1.1 航空事故の概要

全日本空輸株式会社所属、ボーイング式727-200型JA 8340は、昭和50年9月17日19時53分、同社の定期航空39便（東京-大阪）として、東京国際空港滑走路15Lを離陸滑走中、機体後部から異音を発し第2エンジンのフェイル及びファイア・ライトが点灯したため、離陸を中止してスポットへもどった。同機には乗客140名及び乗組員8名がとう乗っていたが、死傷者はなかった。

### 1.2 航空事故調査の概要

昭和50年9月17日～19日	現場及び事故機調査
9月23日	事故機及び第2エンジン調査
9月29日～30日	第2エンジン分解及び機能部品調査

### 1.3 原因関係者からの意見聴取

昭和51年4月13日 意見聴取

081001

## 2 認定した事実

### 2.1 飛行の経過

J A 8 3 4 0 は昭和 50 年 9 月 17 日東京国際空港において、同社の定期航空 39 便として旅客 140 名及び乗員 8 名がとう乗し、19 時 45 分ランプアウトし C - 6 誘導路から滑走路 15L にはいり離陸滑走を開始した。以後、関係者の口述及び報告によれば次のとおりであった。

J A 8 3 4 0 は離陸滑走を開始し、80 ノットのクロス・チェックを終了して間もなく、機体後部から異常な鈍い音を発し、第 2 エンジンのフェイル及びファイア・ウォーニング・ライトが点灯し、同時に第 2 エンジンの計器指示が低下した。機長は直ちに離陸を断念し、すべてのエンジンのリバース操作を行ったが、第 2 エンジンのリバース・ライトは点灯せず、また同エンジンの出力を示す計器指示は上昇しなかった。

同機はタクシー速度に減速して C - 3 誘導路にはいり、第 2 エンジンを停止させたがファイア・ウォーニング・ライトは点灯したままであり、ウォーニング・ベルは断続的に鳴っていた。また、ファイア・ウォーニング・ディテクタ・インノップ・ライトは点灯したままであった。

同機は地上滑走中、2 度にわたり航空機関士がフォワード・ドアをあけて機体後方を視認し、煙がでていないところから火災ではないと判断し、地上滑走を続けた。東京国際空港の飛行場管制官は、同機の離陸滑走中にエンジン火災らしい炎を瞬時目撃したため、コントロール・タワー横を通過の際当該機のエンジンを双眼鏡で点検したところ、2 番エンジンの左側カバーが脱落していることを確認し、当該機に通報した。

脱落したエンジン・カバー等は C - 5 から C - 3 誘導路の間の滑走路で発見された。

同機は 20 時 05 分にスポット 0 - 7 にランプインし、前方出口から乗客を降機させた。

### 2.2 人の死亡、行方不明及び負傷

死傷	とう乗者		その他
	乗組員	その他	
死亡	0	0	0
重傷	0	0	0
軽傷	0	0	0
なし	8	140	

081002

## 2.3 航空機の損壊の程度

中破

## 2.4 航空機以外の物件の損壊

なし

## 2.5 乗組員に関する情報

機長 昭和 14 年 4 月 5 日生

技能証明 定期運運用操縦士

No. 1812

限定事項 飛行機陸上多発

ボーイング式 727 型

日本航空機製造式 YS-11 型

総飛行時間 4,876 時間 35 分

同型機飛行時間 233 時間 55 分

第 1 種航空身体検査証明書 第 11812670 号

有効期限 昭和 50 年 8 月 30 日から昭和 51 年 1 月 29 日まで

副操縦士 昭和 21 年 10 月 16 日生

技能証明 事業用操縦士

No. 3798

限定事項 飛行機陸上多発

総飛行時間 1,791 時間 33 分

同型機飛行時間 827 時間 10 分

第 1 種航空身体検査証明書 第 11812796 号

有効期限 昭和 50 年 8 月 31 日から昭和 51 年 8 月 30 日まで

航空機関士 昭和 26 年 7 月 8 日生

技能証明 航空機関士

No. 1000

限定事項 ボーイング式 727 型

総飛行時間 1,632 時間 05 分

同型機飛行時間 1,632 時間 05 分

081003

第1種航空身体検査証明書 第21810322号

有効期限 昭和50年8月9日から昭和51年8月8日まで

## 2.6 航空機に関する情報

### 2.6.1 航 空 機

型 式 ポーイング式727-200型  
耐空証明書番号 第東46-521号  
総飛行時間 8,934時間38分  
C点検(1,600時間間隔)後の使用時間 79時間55分  
重量及び重心位置 152,706ポンド及び21.7%MAC

### 2.6.2 第2エンジン

型 式 プラット・アンド・ホイットニ式JT8D-9A型  
製造番号 665650  
総使用時間 7,510時間32分(6,440サイクル)  
ヘビーメンテナンス後の使用時間 539時間18分  
コンパスション・チャンバ・アウター・ケース部品番号 616315  
コンパスション・チャンバ・アウター・ケース製造番号 AR8334A  
コンパスション・チャンバ・アウター・ケースの総使用時間及びヘビーメンテナンス後の使用時間 第2エンジンに同じ

## 2.7 気象に関する情報

事故当時の東京航空測候所の観測値は次のとおりであった。

時 刻	1926(I)	1956(I)
風 向	210°	220°
風 速	16 KT	13 KT
雲 量	1/8 3/8	2/8
雲 形	積雲 高積雲	高積雲
雲 高	5,000 FT 10,000 FT	10,000 FT
気 温	28°C	28°C
露 点 温 度	22°C	22°C
気 压	29.94 inHg	29.94 inHg
視 程	25 KM	27 KM

081004

J A 8 3 4 0 と TOKYO TOWERとの管制交信記録によると、本機の離陸滑走開始前の風向風速は 240 度 18KT であった。

## 2.8 航空機又はその部品の損壊に関する情報

J A 8 3 4 0 の損傷部位は次のとおりであった。

第 2 エンジン	コンバスション・チャンバ・アウターケース(以下アウターケースと呼ぶ) 及びタービン・ファン・ダクト(以下ファン・ダクトと呼ぶ)破損, コン バスション・チャンバの一部破損, 高圧コンプレッサ及び高圧タービン軸 拘束
第 2 エンジン防火壁	破損及び変形
第 2 エンジン・カウリング	変形脱落
胴体後部	第 2 エンジン上方防火壁附近変形, ファイア・ディテクタ・エレメント切断

## 2.9 飛行記録装置及び音声記録装置に関する情報

J A 8 3 4 0 にはサンドストランド製 F A - 542 飛行記録装置がとう載されており、事故発生時に正常に作動していたが、事故の解折に利用できる有効な記録は得られなかった。

また、同機にはフェアチャイルド製 A 100 音声記録装置がとう載されており、事故発生時に正常に作動していたが、事故後もこの装置を作動させていたため、事故発生時の記録は消去されており調査及び解折に利用できなかった。

## 2.10 事実を認定するための試験及び研究

第 2 エンジンの分解検査、補機等の機能試験、アウターケース P S 4 ポス溶接部分の光学顕微鏡及び電子顕微鏡による破面観察、燃料及び滑油の品質性状調査等を行った。その結果は次のとおりであった。

### (1) 第 2 エンジン

アウターケース P S 4 ポス溶接部から円周状に約 2/3 周、P S 4 ポス溶接部から後方フランジまで軸方向に裂け、開口状態にあった。同ケース附近のファン・ダクトは多数の破片となって破壊していた。また、ファン・タクトに取付けられているフュエル・コントロール・バーナ・プレッシャ・インターナル・チューブを支えているパッキング・ホルダに摩耗が認められた。

コンバスション・チャンバのうち、第 1、第 2、第 8 及び第 9 チャンバが変形していた。

**081005**

インナ・エアシール・リング及びタービン・ステータと第1段及び第2段タービンとが接触していた。

(2) 補機等

燃料ポンプ、フェュエル・コントロール・ユニット（以下F.C.U.、と呼ぶ）プレッシャライジング・アンド・ダンプ・バルブ（P.D.バルブ）及びプレッシャ・レシオ・ブリード・コントロールの機能はすべて良好であった。フェュエル・ノズルの燃料噴射パターン及び漏れ試験では本事故に関連する不具合は発見されなかった。

(3) オウタ・ケース PS4 ポス溶接部

当該部の破面観察及び材料検査において溶接破面の大部分に結晶粒界割れが認められた。また、溶接部の破面は全面にわたって酸化物に覆われていた。その酸化層の厚さは破面のパターンによって相違が認められ、粒界割れの部分が最も厚い酸化層に覆われ多数の粒界酸化が認められた。

(4) 燃料及び滑油

本機の第1、第2及び第3燃料タンクから抜取った燃料資料並びに第2エンジンのサンプタンクから抜取った滑油資料はすべて良好であった。

## 2.11 その他の必要な資料

- (1) オウター・ケース PS4 ポス溶接部について、当該エンジンの製造者であるプラット・アンド・ホイットニ社においても破面調査が行われ、溶接破面の大部分に結晶粒界割れがあり、この粒界割れの内部にニッケル及びカドミウムが存在していることが認められた。

## 3 事実を認定した理由

### 3.1 解析

JA8340が離陸滑走中に異音を発し、第2エンジンの出力が急激に低下したことはオウター・ケース及びファン・ダクトが破損したことによるものであり、これが破損すると同時に高圧燃焼ガスが燃焼室外部に吹き出し、上方防火壁等を損傷させ、エンジン・カウリングを飛散させた。

管制官が目撃した火災らしい炎はエンジン・カウリングの飛散とともに機外に放出された燃焼ガスの炎であり、オウター・ケースの破損とともにPS4からのフェュエル・コントロール・

081006

バーナー・プレッシャ・チューブが切断されて大気に開放され、F.C.U.が働いて直ちにアイドル出力までにエンジン出力を低下させたために炎は瞬時に減小したものと推定される。

アウターケース等の破損によりファイア・ディテクタのセンシング・ラインは短絡状態となり、炎が消滅してもフェイル及びファイア・ウォーニング・ディテクタ・ライトが点灯し、ウォーニング・ベルが鳴ったままであったものと認められる。

第1、第2、第8及び第9コンパスション・チャンバーはアウターケースの破損部分附近に配置されており、アウターケース破損時に受けた風圧か、又は破損時に発生した一時的な荷重により変形したものと認められる。

またエンジンの主要構造部材であるアウターケース及びファン・タクトの破損によりエンジンに曲り及びねじれを生じ、第1段及び第2段タービンとインナ・エアシール・リング及びタービン・ステータとが接触し、高圧タービン軸が拘束されたものと認められる。

アウターケースPS4ボス溶接部境界には本ケース製造時に発生した結晶粒界割れがあり、これが運用中の荷重を受けて割れが進行し、荷重の最大となる離陸出力の際に急激に破損し、更に破損したアウターケースがファン・ダクトを破損させ、その一部を飛散させたものと認められる。

#### 4 結論

- (1) JA8340は適法な耐空証明を有し、整備規程に従って整備及び点検されていた。
- (2) 機長、副操縦士及び航空機関士は適法な資格を有していた。
- (3) 事故当時の気象は事故に関連なかった。
- (4) 飛行記録装置及び音声記録装置からは有効な記録は得られなかった。
- (5) 第2エンジンのアウターケースPS4ボス溶接部境界にアウターケース製造時(溶接又は熱処理工程時)に結晶粒界割れが発生し、これが運用中の荷重を受け、割れが進行して破損に至ったものと認められる。

#### 原因

本事故は第2エンジンのアウターケースPS4ボス溶接部境界にアウターケースの製造時に結晶粒界割れが発生し、これが運用中の荷重を受け、割れが進行して破損に至ったものと認められる。

081007

## 所 見

本事故と同種の事故の再発を防止するため、現在運用中のプラット・アンド・ホイットニ式 JT 8D 系列（プラット・アンド・ホイットニ SB 2118 を実施したもの）エンジンの PS4 ボス溶接部の割れについて点検を行う必要があると認められる。

081008